

県外から避難してきたDV被害者の支援(DV事例)

夫からDV被害を受けた女性が、子ども3名を連れて沖縄県に避難するため、県外弁護士から県内弁護士に支援依頼があり、同弁護士からの依頼で支援を行った事例。面接相談を実施したところ、困りごととしては、

- ・親子4人で住む場所を確保したい
- ・長女、二女の転校の手続き
- ・長男の保育園入園手続き
- ・今後の生活に対する不安
- ・相談者の就労など

※知人宅に身を寄せ、仕事の面接を受けているが、なかなか決まらない。

土地勘がないことから、役所等での諸手続きの付添を希望。

○ゆいセンターが行った支援内容は、

- ① 行政窓口(市役所等)への付添 8回
- ② パーソナルサポートセンターへの就職相談付添
- ③ 法律相談付添 2回
- ④ 不動産会社への付添
- ⑤ 引っ越し支援
- ⑥ フードバンクの食糧支援など

2年余りの支援は、夫に住んでいる場所を知らないように気を付けながら、就職、子どもの進学、生活相談等、電話相談(メール含む)100回以上、面接相談7回、役所や子どもの学校等各種手続きのための行政窓口の付添、引っ越し等の直接支援を約26回行っている。被害者は昨年、やっと離婚が成立し、自由になれたが、精神面での不調を訴えて現在も病院に通院中である。

通常、DVの被害期間と同じ期間の「回復期間が必要」と言われている。



『被害者支援活動員初級養成講座(石垣市)』の開催について(報告)

当センターの相談員を育成するため、令和5年2月3日(金)・4日(土)の2日間、石垣市において、精神科医や弁護士、検察庁等各分野の専門家による講座を開催しました。

17名の方が受講し、14名に修了証を交付しました。



受講生からは、
 ・「とても重要な役割だと思いました。」
 ・「人が人として生活する力を取り戻すために必要な支援だと思います。」
 ・「犯罪被害者の実態を知り、寄り添うことの大切さを実感することができました。」

等の感想がありました。

事例検討会

令和5年3月9日(木)、沖縄いのちの電話事務局長の渡久山朝裕氏を招致して、「電話相談の実際」についてロールプレイを通じた実践的な研修を行いました。

相談員は、「対応の難しいケース等事例を示しての説明は勉強になりました」と大変喜んでいました。



令和5年7月13日(木)、公認心理士の吉元なるよ氏を招致して、「公認心理士による被害者支援」について研修を行いました。支援活動に従事する相談員13名が参加し、「代理被害」メンタルヘルス等の話もあり、研修を受けた相談員は「とてもわかりやすく勉強になりました」と喜んでいました。



相談員の手記

自助グループファシリテータ研修を終えて

相談員 T. K

昨年12月、全国被害者支援ネットワーク主催の自助グループファシリテータ研修が行われ、全国の被害者支援センターから25名の相談員が集まり、研修を受講しました。

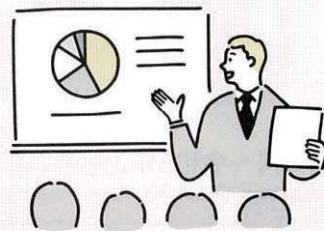
自助グループとは、同じような辛さや問題を抱えた被害者同士が安心できる場（信頼できる支援者や仲間の中）で、自分の気持ちに向き合いながら心情を吐露し、語り合い、お互いに支え合い励まし合う集まりです。

交通犯罪被害者遺族の和氣講師からは、被害者はそれぞれ生活環境や想いが違うので、自助グループでは、被害者それが中心で安心・安全・平等に話せるようにする役割をファシリテータは担ってほしいとの話がありました。

グループ討議では、参加者を増やすにはどうしたらよいか、母の会や父の会があつてもよいのではないか等の意見や、参加者の有無は関係なく開催することが大事ということを話し合いました。

当センターでは、昨年から自助グループの活動を始めています。参加人数は少ないのですが、「話せる場所があつて良かった」などの声をいただき、参加者の話を伺うこととで相談員も支援の学びを得ています。

今後も、ご遺族が安心して何でも話せる場作りができるように心がけていきたいと思います。学びの多い経験をさせていただきありがとうございました。



被害者支援都民センター研修に参加して

支援責任者 M. T

私は、令和4年4月にゆいセンターへ採用され、支援責任者として勤務しております。昨年12月に5日間の日程で、東京都の被害者支援都民センター研修へ参加する機会を頂きました。

被害者支援都民センターは、犯罪や交通事故の被害者とそのご家族・ご遺族に対して、各種付添やカウンセリング等の精神的支援を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、支援活動を通じて、被害者が受けた被害の軽減、回復の役に立つことを目的とし、犯罪被害に関する総合相談窓口としての役割も担う法人で、昨年は6000件余の相談がありました。

研修は、都民センターの犯罪被害相談員等が直接支援等に研修生を同行させ、支援のレベル向上を図ることを目的としています。

私は、犯罪被害相談員としての経験が未だ浅く、研修に不安もありましたが、都民センターの皆さまの親切丁寧な指導を受け、実り多き研修となりました。

研修内容は、公判付添支援、電話相談ロールプレイや公認心理士による講義、弁護士による被害者支援に関する司法の基本の解説や事例検討会、相談電話モニターの経験等です。

電話相談ロールプレイでは、逐語記録振り返りを基に言葉遣いや聞き取り、主訴への応じ方等の指導を受け、実践で役立つ学びになりました。

今回の5日間の研修で学び得た、被害者の心に寄り添う、適切な被害者支援を何時でも何処でもできるよう、今後の被害者支援に活かしていきたいと思います。



事件から27年、

観音像の清掃

6月18日(日)、1996年6月発生の女子中学生拉致殺害事件の国頭村の遺体発見現場に建立された観音像周辺を、遺族、子どもたちを守る花の会、県警職員、ゆいセンター等約40名で清掃し、手を合わせました。関係者は「事件を風化させることはできない。生きている限り続けていく」と語っていました。



『令和5年度被害者支援活動員初級養成講座』の開催について(報告)

当センターの相談員を育成するため、令和5年7月1日（土）と8日（土）の2日間、那覇市首里石嶺町在県総合福祉センターにおいて、弁護士や検察、警察、精神科医等各分野の専門家による講座を開催しました。25名の方が受講し、22名に修了証を交付しました。



受講生からは、

- ・「ゆいセンターの存在を初めて知った。被害者支援にとても関心があるのでパネル展にも足を運びたい。」
- ・「被害者の心理は長引くことが分かった。とても辛いだろうと思った」
- ・「被害者支援がここまで広く支援していることに関心を持つことが出来た。事件は解決しても被害は解決しないという言葉が印象に残った」などの感想がありました。